

# 監査結果報告書

令和3年7月度及び9月度

千早赤阪村監査委員

### 1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）：総務課  
税務課  
福祉課

### 2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和3年7月9日（金）	総務課
令和3年7月16日（金）	税務課
令和3年9月10日（金）	福祉課
令和3年9月16日（木）	

### 3. 監査の対象事務

定期監査

- ・令和2年度に実施した各課の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として地方創生臨時交付金を受けた事業の事務処理状況について

課	交付対象事業の名称
総務課	・ 公共施設等感染予防事業 ・ 新型コロナウイルス感染症対応地区活動補助事業 ・ 役場庁舎空間安全・安心確保事業
税務課	・ 税金（国保保険料）キャッシュレス決済の普及推進
福祉課	・ 図書カード配布事業 ・ 子育て世帯臨時特別給付金事業 ・ ひとり親応援給付金事業 ・ 公共的空間安全・安心確保事業 ・ 高齢者訪問事業

### 4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

### 5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

## 6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

### 〈検討又は改善を要する事項〉

#### 定期監査指摘事項

##### 【総務課】

#### 1 役場庁舎空間安全・安心確保事業について

- ・新型コロナウイルス対策の低濃度オゾン発生装置の購入に係る決裁文書の予定価格が訂正されているが、いつ、誰が訂正したのかが不明確であった。
- ・低濃度オゾンの納入後に検査復命書を作成しているが、検査復命書の作成者と納品の確認者が異なっていた。
- ・低濃度オゾンの機器を小中学校分として6台追加して変更契約を締結しているが、納品書では小中学校分の6台がくすのきホール分に含まれており、小中学校分の記載がなかった。
- ・契約の相手方が履行保証保険に加入したため、財務規則第81条第1号の規定により、契約保証金を免除しているが、履行保証の証書に収受印がなく、村がいつ証書を確認したのかが不明瞭であった。

#### 2 新型コロナウイルス感染症対応地区活動補助事業について

- ・地区からの補助金申請には予算書を添付することとなっているが、予算の記載内容が、当該補助事業に関するものを記載していたり、地区の年間の予算書を添付していたりと統一されていなかった。

#### 3 公共施設等感染予防事業について

- ・村長選挙における新型コロナウイルス対策として使い捨て鉛筆を37,224円で購入している。村随意契約ガイドラインによれば3万円以上の契約については、原則として請書を作成することとなっているが、作成されていなかった。

##### 【福祉課】

#### 1 図書カード配布事業について

- ・新型コロナウイルス対策による図書カード配布事業について、課の事務手続きを定めた要領はあるが、事務決裁規程第14条第2号及び第6号に基づき、事業を実施するという村長決裁がとられていなかった。また、その他の事業は要綱を作成し、公布しているが、当該事業については要領の課内決裁のみとなっていた。

2 子育て世帯臨時特別給付金事業及びひとり親応援給付金事業について

- ・新型コロナウイルス対策として子育て世帯臨時特別給付金及びひとり親応援給付金を交付しているが、支出負担行為兼支出命令票の決裁区分が金額により区別されていた。事務決裁規程では、「定例かつ1件30万円以上100万円未満の負担金、補助金及び交付金の交付に関すること。」を副村長の専決事項と規定しているが、新型コロナウイルス対策による補助金は定例の補助金ではないため、専決できる事項に含まれていないので、支出負担行為兼支出命令票については村長の決裁が必要となる。